

不動産分野の社会的課題に対応するESG投資促進検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「不動産分野の社会的課題に対応するESG投資促進検討会」(以下「本検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本検討会は、不動産のS(社会課題)分野における評価分野・項目等について検討を行うことを目的とする。

(座長)

第3条 検討会に座長を置く。
2 本検討会の議事の進行は、座長が行う。

(会議)

第4条 本検討会は、非公開を原則とする。ただし、委員名、資料等は原則公開とする。
2 本検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、本検討会に出席して意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

(事務局)

第5条 本検討会の事務局は、国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、協議の上、定める。

附 則

この規約は、令和3年9月15日から施行する。